

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 創刊号

1. ニュースレター発刊にあたって

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝

平成 30 年 4 月より、厚生労働省社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室」が設置され、初代室長に任命されました。

約 2 年前の平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行に伴い内閣府に担当室が設置され、一昨年夏以降、私は内閣府において「成年後見制度利用促進基本計画」の策定

(H29.3.24 閣議決定) や、成年被後見人等の欠格条項見直し法案の立案等に携わってきました。基本計画推進等の業務について、厚生労働省としてしっかりと引き継ぎ、推進してまいります。

(同時に、今国会における法案成立に向け、内閣府職員としても尽力します。)

認知症高齢者・知的障害者等、判断能力が十分でない方々の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です(促進法第 1 条)。国の基本計画は、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる体制整備を進める計画です。また同時に、基本計画は、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進することを重視しています。施策推進のキーワードを例示すると、地域における保健・福祉・医療等のネットワークと司法のネットワークとの協働、判断能力が十分でない方とその支援者が孤立しないチーム対

➤ 本号の掲載内容

1. ニュースレター発刊にあたって
2. よくある Q & A 「中核機関とは何ですか？」
3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

➤ 今後の予定

6 月 19 日(火)13 時～16 時 50 分 厚生労働省講堂

「市町村職員を対象とするセミナー」

☆5 月中旬より受付開始。申込方法等、詳細は次号でご案内します。

応、専門職の協力体制を確保する「協議会」と家庭裁判所を含めた関係者の連携を確保する「中核機関」の設置、といったところでしょうか。

平成 30 年度は、地方交付税による財政的裏付けも得て、地域で権利擁護支援を必要としている方々や、そうした方々を第一線で支えておられる関係者のエンパワーメントが可能となるような、司法と福祉等にまたがる連携と協働の仕組みづくりを加速できればと考えています。各地における家庭裁判所や専門職団体等の動きも踏まえつつ、国レベルでも、最高裁判所、法務省、総務省等としっかり連携し、また、高齢者の地域包括ケア、障害者の地域生活支援、そして地域共生社会実現に向けた取組といった動きと連動して、各地域の施策推進に必要なノウハウの提供等、室を挙げて取り組みたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介いたします。



中核機関とは何ですか？

平成 30 年 4 月 13 日に「市町村における成年後見制度利用促進計画策定及び中核機関の設置運営等について（情報提供）」の事務連絡が出されました。ここに出てくる「中核機関」とは何ですか？

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（基本計画 P11）のことです。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」（基本計画 P11）を担います。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート（基本計画 P11）を行います。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク？

基本計画では、「全国どこに住んでいても、制度を利用できるような地域体制の構築」「成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する」（基本計画 P4）とされています。

例えば、判断能力の低下からセルフ・ネグレクト状態になっているにも関わらず放置されている実態や、経済搾取や消費者被害に遭っているにも関わらず、適切に成年後見制度が活用されていない実態があることがわかりました。

また、成年後見人等を受任できる受け皿が足りない（ない）地域があることもわかりました。

制度活用をしているご本人やご本人を支えているご家族等の真摯なご意見もいただいています。

権利擁護支援のための、総合的な体制整備を計画的・段階的に進めることが重要であると分かってきたのです。

権利擁護支援の

地域連携ネットワークの機能

この権利擁護支援の地域連携ネットワークには、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の 4 つの機能が求められます。この 4 つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されています。



本人を支える【チーム】とチームを支援する仕組み

基本計画 P5～6 は「本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制」（チーム）をとることを示しています。

選任された成年後見人等が孤立して困っている実態がありました。第三者の成年後見人等と日常生活を支える関係者とがうまく連携をとれず、被後見人等の意思や生活状況に配慮した福祉の視点の乏しい後見業務が一部に生じてしまっていることもわかりました。

この制度の利用者ご本人やご本人を支えているご家族等が、制度活用についてのメリットを実感できるような運用にしていけるために、適切なチーム編成を支援し、選任後もチームを支援していく体制をとることが大切と考えているのです。

この【チーム】を支えていくため

に、「福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組み」（基本計画 P5）を整備するとされています。



本稿 P4 にご紹介している日本社会福祉士会作成の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下、「手引き」と記載）では、この仕組みを「3 つの検討・専門的判断」と整理しています。

権利擁護支援についての「①アセスメント・プランニング」「②マッチング」「③モニタリング」といった各段階で助言が得られる体制をとろうとしているのです。

協議会

【チーム】を支える仕組みを整えていくために「専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設定」（協議会）することが示されています（基本計画 P5）。



似たようなメンバーで、すでに別の会議体や協議体があるのですが……

既存の枠組みを活用することも想定されています。地域ケア会議、障害者総合支援法の自立支援協議会等の既存の資源・仕組みを活用しながら進めることができます（基本計画 P18）。中核機関も、すでに「成年後見支援センター」等の地域の既存の枠組みを活用すること、「複数の機関に役割を分担して委託などを行うこと」等を含め、柔軟な設置をすることができます（基本計画 P17）。

すでにある資源・仕組みを活用する場合は、中核機関、権利擁護支援の地域連携ネットワークに求められている役割が十分に機能しているかどうかチェックしてみてください。一度にすべての機能を網羅できなくてもよいので、計画的・段階的な整備を目指して協議していきましょう。市町村をまたいだ広域な体制整備も可能です。「手引き」には多くの実践例が掲載されていますので、参考してみてください。



利用促進室短信

◆ホームページを開設しました



成年後見制度利用促進室の設置に伴い、厚生労働省ホームページ内に「[成年後見制度利用促進](#)」ページを開設しました。

今後、本ページを通じて、

成年後見制度利用促進に関するさまざまな情報をお知らせします。ぜひご活用ください。

詳しくは、



厚生労働省ホームページ [成年後見制度利用促進](#) で **検索**

◆市町村職員を対象とするセミナーを開催します

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に向けた体制整備について」
 日時：平成 30 年 6 月 19 日（火）13:00～16:50
 会場：厚生労働省 講堂

市町村として、これらの体制整備に取り組む根拠は何ですか？

成年後見制度利用促進法第 3 条、第 5 条、第 8 条が根拠となります。基本計画のポイントである「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」を目指し、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制」を、地域の実情に合わせて整えていくことが求められています。

第 3 条（基本理念）

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2. 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3. 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

第 5 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 8 条（関係機関等の相互の連携）

国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
 2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

平成 29 年度老人保健健康増進等事業により、これから地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進める市町村の参考となるよう、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が作成され、その普及に向けたフォーラムが開催されました。実施主体である公益社団法人日本社会福祉士会よりその内容について紹介していただきます。

本事業では、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）として、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、権利擁護支援の実際について、規模や運営主体、特徴的な支援機能が異なる先進事例の調査を通じて、中核機関の役割・支援機能および体制整備のために必要な要素と体制整備の過程を整理しました。

その上で、特にこれから体制整備を進める市町村・関係機関が取組を開始する際の技術的支援を行うことを目的に、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（以下「手引き」と記載）」の作成、ならびに「成年後見制度利用促進フォーラム（以下「フォーラム」と記載）」を実施しました。本稿では、特に「手引き」と「フォーラム」についてご紹介いたします。

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の作成

成年後見センターや自治体への調査を踏まえ、主にこれから権利擁護・成年後見制度利用促進のための体制整備を推進する市町村・関係者に向けて、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、支援機能の整備等について、その考え方、体制整備の流れ、参考事例等を整理した「手引き」を作成しました。

「手引き」本章は、以下の 3 章より構成されています。

「手引き」の構成

- I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性【P3～】
何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。
- II 中核機関の役割【P13～】
あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。
- III 中核機関等の整備に向けた取り組み【P35～】
中核機関の立ち上げ、整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）や具体的な方策、事例等について記述しています。

「手引き」では、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた上で、中核機関の役割を以下の 3 点に整理しています。

中核機関の役割

- ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

ウの「3つの検討・専門的判断」とは、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断を指します。「手引き」では、この「進行管理機能」について、支援過程を可視化するフロー図を作成しています（「手引き」P19 参照）。

中核機関の役割と、地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージについて、整理を行っています。（「手引き」P15に掲載）

「手引き」では、体制整備に向けた各テーマ

について「ヒント!」「ポイント解説」「参考事例のご紹介」として目次を整理していますので、ぜひ各地域における課題に沿って、関係するページを参照して活用いただければと考えています。

「手引き」をご覧になりたい方は、成年制度利用促進室ホームページ（本稿 P3）からもダウンロードできます。本稿 P6 の図は「手引き」P15 の図を参考に作成したものです。

成年後見制度利用促進フォーラムの開催

本事業では、調査結果、「手引き」の開発概要および「手引き」に収録した自治体や関係機関の先進事例を共有するために、平成 30 年 3 月 7 日に「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」を全社協・灘尾ホールにて開催し、自治体や家庭裁判所をはじめ、約 500 名の方にご参加いただきました。

成年後見制度利用促進フォーラム プログラム

- 第 1 部 成年後見制度利用促進のための体制整備に向けて～手引きに期待するもの～
- 第 2 部 成年後見制度利用促進に向けた機関の立ち上げと体制整備
- 第 3 部 地域連携ネットワークと支援機能

本フォーラムの第 2 部、第 3 部では、「手引き」に掲載している事例について、成年後見センターや自治体、関係機関の担当者に直接ご報告いただきましたので、より詳細かつ具体的に、実際の成年後見制度利用促進に向けた体制整備の事例をご理解いただける内容となっています。

本フォーラムの資料を日本社会福祉士会のホームページにて公開しています。

ぜひ「手引き」とあわせて、各地での会議や説明会、勉強会等でもご活用をいただければと考えています。

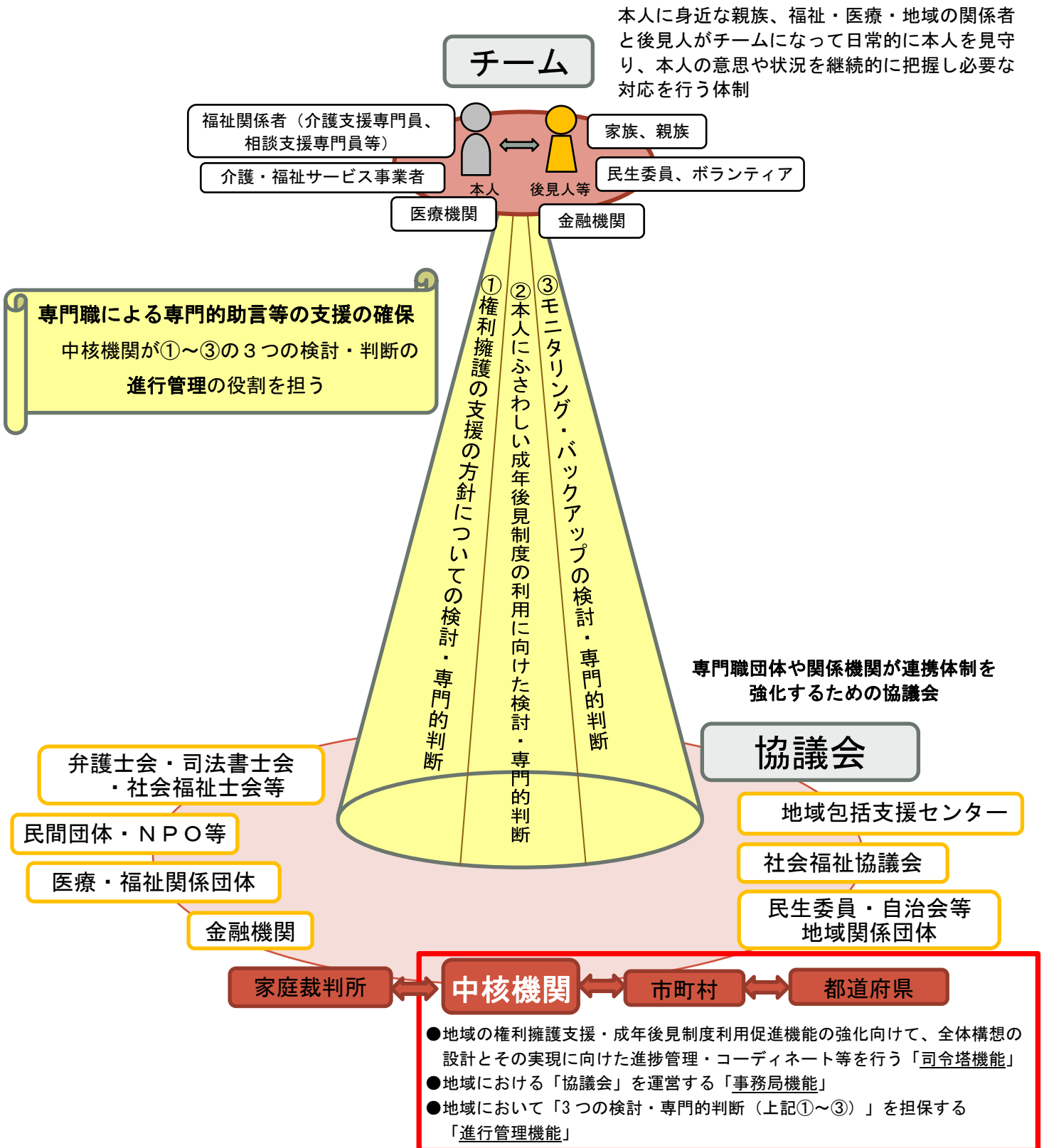
参加者アンケートからのご紹介

- 社会福祉協議会、行政（県、市）とそれぞれの立場からこれまでの流れについて具体的な話を聞くことができ参考となった。（都道府県）
- 社協委託・NPO委託・直営それぞれのメリット・デメリットを知ることができた。（市区町村）
- まずは、顔の見える関係を関係者で築いていくことが必要と感じた。（市区町村）
- スムーズな体制整備のためには、地域の現状把握（現場関係者からのヒアリング等）、戦略的な計画策定、熱意ある人材の発掘の 3 つが必要と感じた。（市区町村）



地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）

